多摩市

「街路樹よくなるプラン」(街路編)

~ 多摩市の街路樹管理の取り組み~



平成20年9月 多摩市都市環境部道路交通課

目 次

第1章 計画策定の目標と	育亰
--------------	----

	.目的と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
	.計画体系の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	.計画の対象範囲と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2章 街路樹の現状(他市との比較)
1	. 街路樹数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	.街路樹の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	. 街路樹の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	. 街路樹管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
5	. 街路樹の課題整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
	3章 計画の基本方針・維持管理方針
	. 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
2	. 街路樹の管理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
	4章 「街路樹よくなるプラン」の具体的実施方針
	.目 的······P23
	. 路線の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
	. 改善箇所と実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	. 現状本数と今後の間伐本数予測・・・・・・・・・・・・・・・・・P37
	. 管理費未来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P37
6	. 美しい街路樹作りに向けた管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	資料編
1.	「多摩市街路樹よくなるプラン策定経過」
2.	用語説明
3.	出典・参考資料
4.	路線毎調査票

第1章 計画策定の目標と背景

1.目的と背景

多摩市内の街路樹本数は、現在、街路と歩行者専用道路を併せて約20,000本を超え、その内街路対象本数は、約10、000本で50%を占めている。

本市の街づくり、特に多摩ニュ - タウン事業については、計画的に進められてきたことから、当初「緑とオ - プンスペ - スを住区面積の30%以上確保」するという基本方針のもと、緑あふれる都市として街路樹についても積極的に植樹が行われ、他市に例を見ない緑のネットワーク化が図られている。

その植栽方法は、当初、特別な基準もなく 8m間隔の単独植栽形式を保持しつつ、その後道路ランクごとに植樹選定し、28m(2+8+8+8+2)の連続植栽形式が採り入れられ整備育成し今日に至っている。

現在、多様な樹種の街路樹が繁茂し沿道環境を豊かにし快適な市民生活の一助となっているが、反面、植栽後およそ30年を経過し大径化・老齢木となった街路樹の増加は、植樹間隔を含めた維持管理手法等、様々な問題を生じさせることとなり短期・長期の視点から良好な都市環境保持への見直しが求められている。

また、都市施設と競合している街路樹は、根上り・日照阻害・信号機の視認低下など、多種多様な阻害要因についての改善が指摘されており、その解決に向けての計画的な対応が併せて必要となっている。

多摩市は今日まで、道路緑化の促進や管理に全力をあげて取り組んできているが、社会環境は住民のうるおい志向・高齢化等に加え、都市機能の高度化など、状況が変わりつつある。又、東京都は27年度末には街路樹を100万本に倍増し、今ある緑のネットワーク化を推進し、東京を緑あふれる都市として再生への取り組みが進められている。本市では、既にこの水準を充足しているが、このような社会動向や多様化する市民ニ・ズを背景に道路の緑にも、なお一層の充実と新たな維持手法施策が求められている。

このような現状を踏まえ、街路樹は単に「道路の付属物」ではなく街路を構成する素材の中で、唯一の生き物である特徴を生かした「うるおいとゆとり」のある快適な道路空間の創出と、管理の充実を推進していく為に、道路のもつ交通機能と空間機能との調和を図りながら、沿道条件等地域の特性にも配慮した整備計画により、適切な管理運営を目指す指針として本計画を策定した。

2.計画体系の位置付け

本プランでは、街路樹の現状における諸課題の解決に向けて適正な維持管理の基本方針の設定を行い、管理指針を策定するものであり、諸計画との関連は下記のとおりである。

. 第四次総合計画後期基本計画(戦略プラン)

.みんなが支えあい、安心して暮らせるまちづくり

.活気とやすらぎが調和するまちづくり

街路樹よくなるプラン (再生計画)

- ・現状の認識・課題点等の検証
- ・見直し計画の基本方針
- ・維持管理の実施、取組み、手法等

評価

多摩市道路整備計画

- ・公共施設維持管理計画
- みどりの基本計画

参考 (関連基準等)

道路構造令(植樹帯)

道路工事設計基準(植栽工)

道路緑化技術基準(日本道路協会)

長期予算フレームへの反映

公共施設維持管理計画

 道橋
 器

 橋
 路

 街
 路

 灯
 道

 公共建築物

道路アセットマネジメント計画(策定計画中) 橋梁アセットマネジメント計画(策定予定) 街路樹よくなるプラン(再生計画)[策定済] 街路灯リニューアル計画(策定予定) 公共下水道施設維持管理計画(策定予定) みどりの基本計画(更新予定) ストックマネジメント計画(策定済)

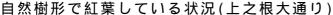
2

3.計画の対象範囲と期間

多摩市街路樹よくなるプラン(見直し計画)は平成20年度からの10年間(平成29年度)を計画実施期間とする。安全安心な道路環境の確保として、1年1路線を改善目標として実施し、10年で重点路線を改善していく。また、道路整備計画も策定から10年を経過した時点で見直し、修正を図る為、街路樹も併せて10年ごとに見直しを図っていく。

取組み方法、優先度の高い事項について見直しを図る。第一段階として、 当初からの10年で、信号機・標識・街路灯等の支障樹木と公園・学校・団 地及び法面緑地と二重になっている箇所の間伐(撤去)を進める。第二段階 の10年としては、その他樹木間隔を広げる間伐や樹木更新、既存樹木が相 応しくない箇所の樹種変更を進めていく。

なお、歩行者等専用道路等いわゆるペデについては、別途計画策定を行う。





緑比率(H20:4/1 現在)

市域 2108ha(都市計画区域)に対して緑地面積は 747ha となっており、市のみどりの割合については現在 35.4%で、その内の 1.2%が街路樹である。

第2章 街路樹の現状

1. 街路樹数

多摩市の街路樹の特徴として、四季おりおりの花の咲く木や紅葉の綺麗な落葉樹、夏の暑さを和らげ、涼しげにする常緑樹が多くある。

街路樹の主な種類と本数を下記の表にまとめる。

平成 20 年 4 月 1 日現在

NO.	樹種名	管理本数	備考	NO.	樹種名	管理本数	備考
1	アオギリ	49		28	ハクウンボク	429	
2	アキニレ	6		29	ハナミズキ	652	
3	イチイ	9		30	ヒメシャラ	9	
4	イチョウ	265		31	ヒメリンゴ	5	
5	日本産カエデ類	243	イ6・ル237	32	ビワ	5	
6	ウメ類	5		33	プラタナス類	284	
7	エゴノキ	85		34	マテバシィ	21	
8	エンジュ類	111		35	ムクゲ	8	
9	サクラ類	1,954		36	メタセコイア	113	
10	イブキ類	31	カイヅカイブキ	37	モミジバフウ	517	
11	カツラ	6		38	モミ	1	
12	キョウチクトウ	1		39	ヤマボウシ	99	
13	キンモクセイ類	1		40	ヤマモモ	10	
14	クスノキ	541		41	ユリノキ	13	
15	ケヤキ	658		42	リョウブ	10	
16	コナラ	3		43	トネリコ	2	
17	コブシ	602		44	モモ類	1	
18	サルスベリ類	8		45	ソテツ	1	
19	シイ類	6		46	アオギリ	49	
20	シダレヤナギ	167		47	ツバキ類	3	
21	シナノキ	24		48	モミジ	8	
22	シラカシ	1,481		49	マツ	102	
23	スギ類	1		50	その他	2	
24	サワシバ	9	ט ם				
25	タイサンボク	1					_
26	トウカエデ	1,033					
27	トチノキ	706					
					合 計	10,350	

代表的な街路樹

花咲く街路樹 エコ゛ノキ・エンシ゛ュ・コフ゛シ・サクラ・トチノキ(ベ ニ バ ナ)・ ハクウンボ ク・ ハナミズ キ 紅葉の綺麗な落葉樹 イチョウ・ カツラ・ ケヤキ・ トウカエデ・ メタセコイヤ・ モミジ バ フウ

暑さを和らげる常緑樹 シラカシ・クスノキ・マテバシィ・ヤマボウシ・ヤマモモ等(落葉樹も同様)

多摩市の緑の特徴(街路樹)

多摩市の緑の特徴として、公園面積も多い事も挙げられますが、街路樹についても他市に比べ、樹種、本数も多く、多摩ニュータウン開発の中で道路ランクごとに街路樹種が選定され、連続植栽帯方式におけるモジュールが特徴として現在に至っている。

2. 街路樹の推移

多摩市の樹木本数は東京都及び UR 都市再生機構から多摩ニュータウン開発終息に向っての引継ぎに伴い、樹木本数増加の推移や他市との状況を表にまとめ比較する。

表 1 樹木本数の推移過去 6年間に及ぶ状況は下記表の通り。

	街路部	ペデ部	合 計	街路樹	步道植樹	その他道路	道路緑地
				植 栽 延	帯面積	緑地面積	面積合計
	(本)	(本)	(本)	長	(m²)	(m²)	(m²)
				(k m)			
平成 14 年度	9,332	10,560	19,890	50.27	58,294.0	37,134.0	95,428.0
(H14.4.1 現在)							
(H15.3.31 現在)	9,773	10,560	20,333				
平成 15 年度	9,773	10,560	20,333	51.81	56,140.4	37,378.6	93,519.0
(H15.4.1 現在)		(-63)	(-63)				
(H16.3.31 現在)	9,773	10,497	20,270				
平成 16 年度	10,644	10,497	21,141	54.91	58,837.0	41,802.0	100,639.0
(H16.4.1 現在)	(-57)	(-87)	(-144)				
(H17.3.31 現在)	10,587	10,410	20,997				
平成 17 年度	10,587	10,410	20,997				
(H17.4.1 現在)	(-73)	(-58)	(-131)				
(H18.3.31 現在)	10,514	10,352	20,866				
平成 18 年度	10,514	10,352	20,866				
(H18.4.1 現在)	(-97)		(-97)				
(H19.3.31 現在)	10,417	10,352	20,769				
平成 19 年度	10,417	10,352	20,769				
(H19.4.1 現在)	(-67)		(-67)				
(H20.3.31 現在)	10,350	10,352	20,702				

^{[)}中段の数値は間伐本数です。都新住区域、貝取 3-13 の山林法面約 3,000

本管理見込み樹木有り。将来管理合計予測 24,000 本。

道路平均幅員 10.0m 樹木平均間隔 6.0m

表 2 過去 6年間の街路樹維持管理費決算額(千円)

平成	街路樹維持管理費	要望等の処理	件数	管理費合計額
14 年度	139,230	16,991	150	156,221
15 年度	119,175	16,528	141	135,703
16 年度	83,853	20,291	198	104,144
17 年度	69,678	24,850	175	94,528
18 年度	69,825	26,872	194	102,530
19 年度	59,531	36,438	156	95,969

¹⁸年度より、間伐を開始。

上記の表から、維持管理経費の縮減と要望等の処理の増減が比較できる。 維持管理費の縮減は、草刈・除草等を年 2 年 1 回にし、樹木剪定本数を減

らし経費の節減を図ってきているが、要望等の処理は2年ごとに増減を繰り返 し、樹木は剪定しても又すぐにもとに戻る事や樹木が多すぎる事が分析できる。

3. 街路樹の現状 表 2 近隣他市との樹種 & 樹木本数比較

近隣 9 市中、多摩市は第 4 位。

平成 20 年 4 月 1 日現在

自治体及び樹種	八王子	町田	府中	多摩	稲城	立川	調布	日野	国立
アオギリ	16	28	93	49					
アキニレ	189	154	55	6			1		
イチョウ	663	2,758	763	265	635	336	145	558	377
ウバメガシ			34						
エンジュ類	2,052	1,382	159	111	35	49	13		
クスノキ	75	17	743	541	39	5	506	4	251
ケヤキ	2,324	2,093	487	658	1,269	672	48	90	5
サクラ類	1,820	1,961	1,775	1,954	767	195	531	121	486
シンジュ			9						
プラタナス類	24	373	62	284		397	61		
トウカエデ	2,387	474	935	1,033		851	38	1,158	
トチノキ	761	1,046	165	706	59	65		2	
トネリコ			8	2		38			
ニセアカシア	142	120				10			
ハナミズキ	3,112	1,985	3,334	652	562	881	1,041	421	529
フウ	223	291					18		
マテバシィ	1,310		77	21		21	57	3	184
モミジバフウ	1		178	517			16		95
シダレヤナギ	6	108	19	167					
ヤマモモ	252	72	274	10	23		2	3	
ユリノキ	1,867	970	174	13	337	205	18	12	
ウメ類	64		83	5	10	2			5
コブシ	660	1,210	403	602	224	435	133	13	
サルスベリ類	612	187	401	8	20	102	534	34	2
サザンカ類	725		203		1,562		119		58
ツバキ類	471	10	141	3	200		17	99	
シラカシ	605	45		1,481	332	_	32	13	9
その他	3,669	583	2,820	1,262	2,105	861	653	325	225
合計	24,030	15,867	13,400	10,350	8,179	5,125	3,984	2,856	2,227
街路植栽延長(Km)	191.7	95.1	95.1	54.9	32.2	32.4	24.3	19.0	11.6

多摩市の代表的な特徴ある街路樹樹種

花咲く街路樹 エゴノキ・エンジュ・コブシ・サクラ・トチノキ(ベニバナ)・ハクウンボク・ハナミズキ 紅葉の綺麗な落葉樹 イチョウ・カツラ・ケヤキ・トウカエデ・メタセコイヤ・モミジバフウ 暑さを和らげる常緑樹 シラカシ・クスノキ・マテバシィ・ヤマボウシ・ヤマモモ(落葉樹も同様) 上記の表から、多摩市の代表的な特徴ある街路樹樹種が、他市に比べ、それ 以上か同等規模の本数あり多いのが確認される。

3. 街路樹の現状

表 3 近隣市との樹木本数比較

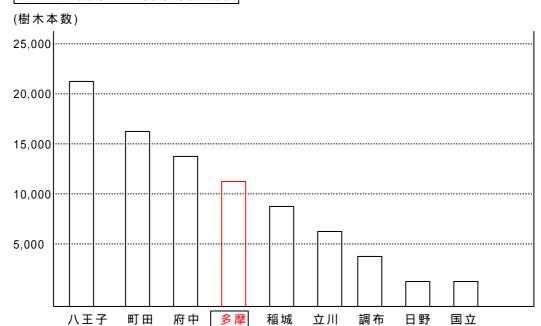


表 4 車道幅員 19.5m 以上の道路延長

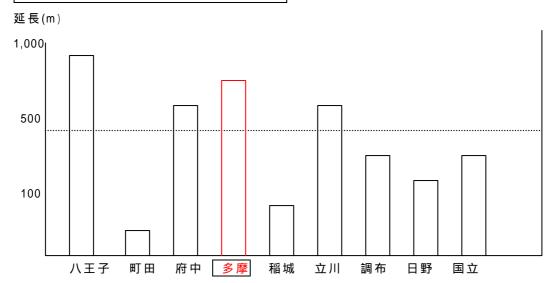


表 2 ,表 3 ,表 4 から、他市との比較で、多摩市の街路樹の現状は、街路樹本数及び多種多様な樹種、車道幅員 19.5m 以上の道路延長が近隣 9 市中、上位である。このことからも分かるように街路樹本数が同等規模の市に比べて多く、車道幅員も広い道路が多いのが分かる。

近隣 9 市の H17,18 街路樹管理予算額比較 (東京都緑化白書より) 表 5

(単位:千円)

遊歩道(ペデ)は除く

自治体名	平成 17 年度	平成 18 年度	街路樹本数(本)
八王子市	150,446	187,714	22,646
町田市	125,716	156,150	15,829
府中市	146,383	150,000	13,400
多摩市	91,751	90,351	10,514
調布市	83,904	85,738	3,860
立川市	75,738	75,738	5,204
稲城市	59,803	63,000	7,474
日野市	27,370	28,300	3,182
国立市	17,140	12,180	2,199

上記の表から、近隣 9市中、多摩市は第 4 位。

表 6 近隣 9 市の H17,18 街路樹管理費比較棒グラフ図

H18 年度管理費(千円)

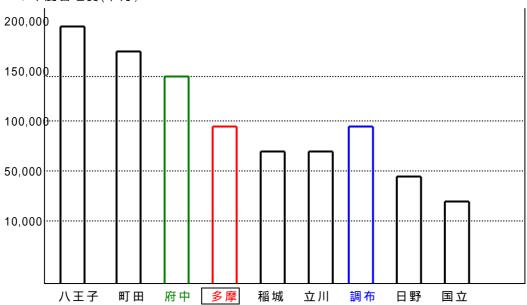


表5,表6から他市との比較で、街路樹本数が同等規模の市に比べて、街路 樹管理費が少ない。多摩市は府中市に近い規模といえる。又、調布市は街路 樹本数が少ないのに管理費は多摩市に近いので、コスト管理は、高いといえ る。

これまでの、資料を分析すると街路樹本数が近隣9市の中で上位の方であ り、維持管理費も節減してきている中、その分市民要望等が増加傾向にある のが確認される。今後の改善目標が課題となる。

4. 街路樹管理の状況

多摩市内の街路樹本数は街路と歩行者専用道路をあわせて現在、約20,000本を越えており、植栽後約30年を径過し大径化・密集化した樹木の増加は様々な課題を生じさせると共に、多種多様の市民要望が顕著となっている。

特に、信号機、標識、防犯灯等の交通関連施設への影響が大きく交通障害になっている箇所もあり、公園・学校・団地及び法面緑地と二重になっている箇所もある。

また、沿道建物への日照阻害、落葉清掃、害虫発生、枝の伸長による看板 などの視認性の低下等々の住民要望、更に幹の肥大成長に伴い根上りが起こ り、歩行者転倒の誘因となっている。

以下、現状の地区(6ブロック)ごとの街路樹の状況と代表的な課題を次頁表にまとめた。

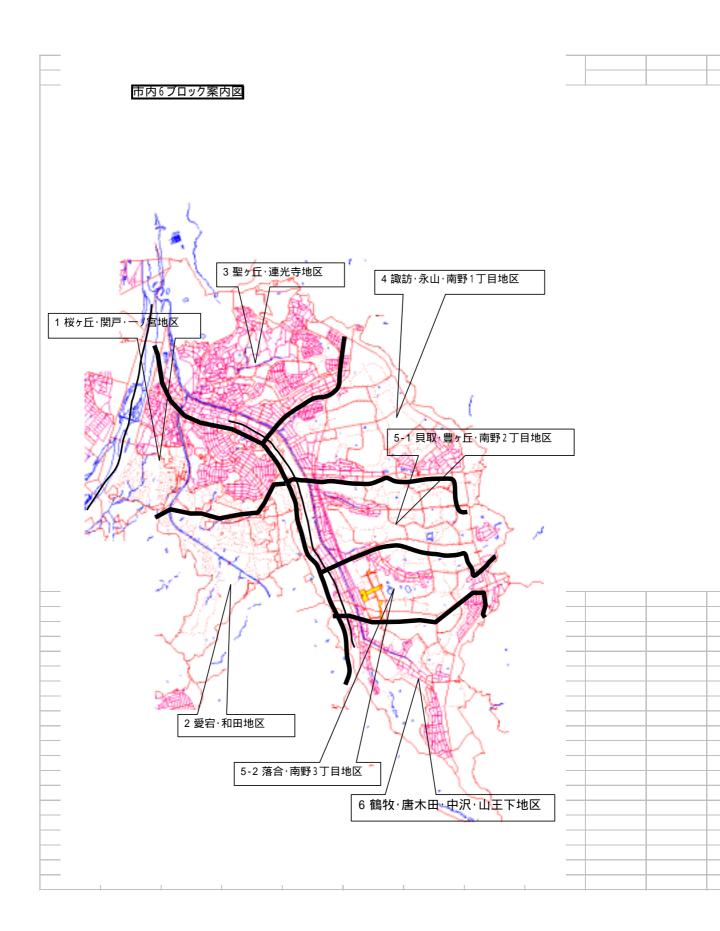


道路空間が暗い状況

6 ブロックの現状と課題(街路)

番号	地域名	現状と課題	支障対象樹木
1	桜 ヶ 丘 ・ 関 戸 ・ ーノ宮・	桜ヶ丘・関戸・一ノ宮地区等につい ては、街路灯支障が少ない。	
2	愛宕・和田地区	和田地区は、樹形が小さい樹種のハナミズキが多く本数も少ないので、 街路灯支障は少ない。愛宕地区の街路には大木のトチノキやトウカエデがあり生育空間作りの樹木間隔調整が必要である。	トチノキ・トウカエデ
3	聖ヶ丘・連光寺地区	聖ヶ丘地区はニュータウン開発の終盤の 方なので、街路灯と樹木の間隔が割 と広めである。連光寺地区は、街路 樹による支障が少ない。	ト チ ノ キ ・ シ ラ カ シ・サクラ(春日通 り)
4	諏訪・永山・南野 1 丁目地区	諏訪・永山地区はニュータウン開発の初期 の方であり、街路樹の間隔が狭く落 葉樹が多い。街路灯支障も落葉樹が 大半である。	ケヤキ・スズカケノ キ・トウカエデ・イ チョウ・シダレヤナ ギ
5-1	貝取・豊ヶ丘・南野 2 丁目地区	貝取・豊ヶ丘地区はニュータウン開発中期の方であり、街路樹の間隔が狭く常緑樹が多い。街路灯支障も常緑樹が大半である。又、交差点においては常緑樹と落葉樹の混色が多く信号機支障も多い。	シ ラ カ シ ・ ク ス ノ キ・ケヤキ
5-2	落合・南野 3 丁目地 区	落合・南野地区はニュータウン開発の中期 の方であり、落葉樹が多く街路灯を 支障している。	ケヤキ・トチノキ・ トウカエデ
6	鶴牧・唐木田・中沢・山王下地区	鶴牧・唐木田・中沢等はニュータウン開発の終期の方であり、樹形が小さい落葉樹が多い。山王下の一部は、過密に植えられたスズカケノキが街路灯を支障している。	エゴノキ・スズカケ ノキ・モミジパフウ

上記のように認定路線毎の6ブロックに区分けをすることで、地域ごとの現状と課題を整理できる。また、地域ごとの樹種特色を明確にし、生かしながら、重点路線を選定し改善を行っていく。



5. 街路樹の課題整理

街路樹の法的位置付け

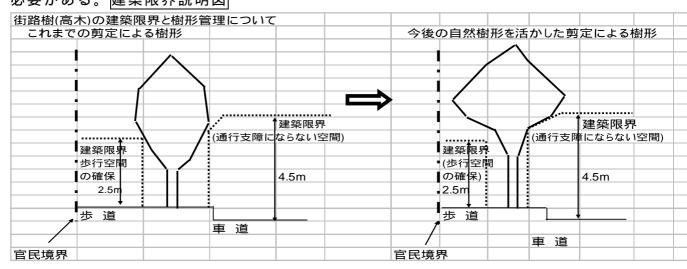
街路樹は、法律の上では「道路の付属物」として規定されており(道路法第二条)"道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物"であり、道路上の施設として、「道路の機能を補完するもの」として位置づけられている。

その機能は、連続的に高木類を導入することによる緑量の確保と個性的な都市景観の創出などにより、市民や通行者に対して「うるおい」や「やすらぎ」を与える重要な役割を担っており、今や道路には必要不可欠な要素として認識されている。

建築限界

道路構造令において、道路上で車輌や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという建築限界を定めている。具体的には、車道側は設計車輌の高さ3.8mに余裕高さを加えて4.5m、歩道側は高さ2.5mに設定されている。なお、道路構造令の一部改定(平成15年7月施行)に伴い、一定の規模以下の自動車のみが走行可能な乗用車専用道路(小型道路)が導入された。乗用車専用道路では設計車輌の高さが2.8mとなり、建築限界は3mに設定されている。

この建築限界内の空間を占用することは出来ない。その結果、街路樹の樹形は道路側と歩道側の下枝の高さが異なる不整形な樹形とならざるをえない。(下記図参照)街路樹管理の技術は、そのような厳しい条件を克服する必要がある。建築限界説明図



改善箇所

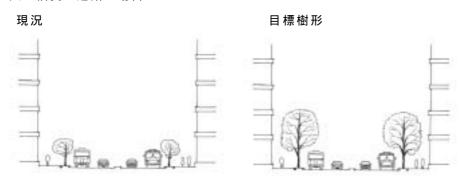
これらの状況について平成17年度に街路の樹木約10,000本の樹木と街路灯、標識、信号機等の位置関係の現地調査を実施し、街路45路線の調査結果として交差点の信号機支障46個所、街路灯の支障34路線等を確認した。このような調査結果から道路状況を踏まえ、安全・安心な街づくりを目標に街路樹が道路の緑としてより市民に親しまれていく樹木となるよう、街路樹が緑豊かにのびのびと生育でき、良好な道路・沿道環境が保てるよう対応が求められている。

また、道路の街路樹は良好な景観や安らぎの場を提供するほか、都市の熱環境(ヒートアイランド現象)の改善や二酸化炭素を吸収することで地球温暖化対策等の役割が期待されている。

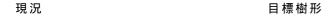
現在植栽から30年が経過し、街路樹全体として樹形が整ってきた。このような状況から植栽から50年の状況を見据えたものとして、より質の高い緑や樹種固有の本来の美しさを実現し、生かしていくことで市民ニーズに答え、より安全で快適な道路空間を目指しいきたいと考える。

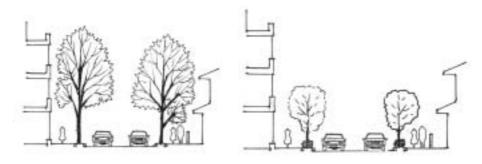
車道幅員に合わせた目標樹形の設定

広い幅員の道路の場合



狭い幅員の道路の場合





- ・道路幅員にあわせてコンパクトな樹形に整える
- ・樹種によっては植桝の幅員の中におさめるような樹形に整える

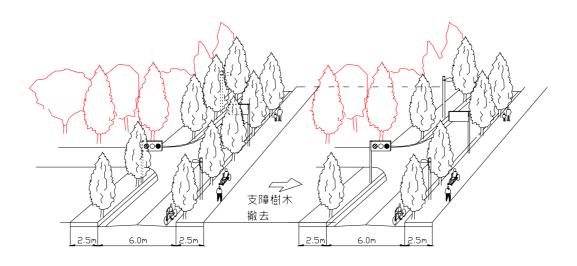
改善方法

これまでの資料分析により、街路樹本数が多くまた植樹から30年経過した中で大径化に伴い、樹木間隔の狭さからくる支障を改善していく。

- .第1段階として、信号機、標識、防犯灯、根上り等の支障樹木の間伐(撤去)を優先させる。その後、下枝軽剪定による建築限界の確保。樹種ごとの剪定を進める。なお剪定については、道路の舗装打換工事及び改良工事の中で一緒に行い、経費節減を図る。
- .第2段階として、公園・学校・団地及び法面緑地と二重になっている箇 所の間伐(撤去)を進める。
- . 第3段階として、その他の樹木間隔を広げる間伐を行い、生育空間の確保後、樹形を整え自然樹形仕立てによる豊かな樹形作りを進める。
- . 第4段階として、必要箇所での若木へ樹木更新を進める。
- .第5段階として、既存樹木が相応しくない箇所についての樹種変更を進める。(例:常緑樹 落葉樹に変更)

下記のイメージ図による支障樹木の間伐を行い、樹木間隔を広げる事で、 生育空間を確保する。道路が明るく、安全安心なまちづくりが可能になる。 樹木間隔:現況約 6.0m~8.0mを 10.0m~12.0mに広げる。

< 街路樹管理イメージ図 >



信号及び標識等の視認障害、街路灯の照度障害の原因となる街路樹については 支障樹木として撤去し、安全・安心な道路環境の確保を図る。

改善例(間伐・剪定)

街路樹は、緑量の確保と共に周辺環境との調和も大切です。樹木が込み入ったり、茂り過ぎた場合は、鬱蒼として暗く見通しが悪くなる場合もあります。

このため、市民理解を得た上で、間伐や剪定などの周辺状況に応じた対応が必要である。





クスノキの下枝を街路灯の高さ(3.5m)に上げ、低中木の撤去(間伐·剪定後(下))



クスノキ並木の下枝を街路灯の高さ(3.5m)に上げ、間伐や低木の撤去、その後芝張りを行うことで、見通しが良く明るい空間に再生した。

作業 2 週間前に告知看板を設置、苦情は無〈駅前周辺の活性化、賑わいにつながった。 (多摩センター駅前) 告知看板は次ページ参照

道路空間が暗い状況(改善前)

明るい道路空間(改善後)



低中木が多く、サインが見えずらい

低中木撤去、下枝を街路灯の高さ(3.5m) に上げる

告知看板製作例



市民PRの為、告知看板を設置した。

今後も改善方法として、支障樹木間伐や下枝除去の剪定による方法で、生育空間を確保し、安全安心な街づくりに貢献する道路環境の整備と、街路樹としての統一美を豊かにしながら樹形管理を進めていく。

第3章 計画の基本方針・維持管理方針

より質の高い街路樹による『美しい道路景観と環境づくり』の実現にむけた、街路樹の維持管理は、豊な緑量の確保、良好な街路景観の創出、適切な管理が必要であり基本方針を以下のように設定する。

1.計画の基本方針

(1)街路樹管理に樹形管理を取り入れる

都市の景観は通常、街路からの眺めとして捉えられ、道路幅員や、沿道の建物、街路樹とのバランスによって創出される。そのために、街路樹のある路線単位に樹種や道路環境、地域の特性に考慮した樹形を定め街路樹の「量的な拡充」から緑量を確保しつつ「質的な向上」さらに『環境と共生する質の高い道路』への転換を図る。

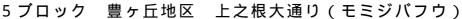


明るい道路空間

(2)豊かで良質な緑量の確保

街路樹は公園や河川の緑とともに都市の骨格となる緑を構成し、人々に『やすらぎ』や『うるおい』、『親しみ』などを与える重要な役割を担っている社会基盤である。また、並木としての統一美を表現し、健全に生き生きと生育した街路樹の姿は熟成した都市景観を形成し、『都市の顔』をつくる。街路樹の質的向上に向け『緑が豊かに育つ空間』を道路に確保し、自然樹形を積極的に取り入れ豊かで良質な緑量を確保する。

【上之根大通りモミジバフウの写真】 重点路線 No.6





(3)街路樹の成長に応じた管理

街路樹は、道路空間という制約の大きい場所に植栽される。そのため剪定によって樹形をコントロールし空間に応じた大きさに収める必要がある。しかし、植栽から 30 年を径過した街路樹は、今後さらに幹周りが太くなり、道路環境とのバランスが難しくなる路線も予測される。樹種の成長度に応じた管理方法、生育空間に応じた街路樹間隔の確保、樹木更新等、成長に応じた管理により、並木の基本として、整然と列植された統一美を発揮し、都市の美観形成に求められる美しい道路景観を確保する。

生育空間に応じた街路樹間隔の確保は、間伐(撤去)により進める。 大半の路線が街路樹の間伐による対応が必要と現状課題から整理できる。

【メタセコイア通りの写真】

重点路線 No.8

6 ブロック鶴牧地区メタセコイア通り H6.9『新・東京街路樹 10 景』になり読売新聞社創刊 120 周年記念『新・日本街路樹百景』の候補に推薦



(4)街路樹管理の協働による

平成 16 年より道路アダプト制度のボランティアによる道路環境の美化活動の協働が開始された。今後住民参加による活動の充実により市民の方々の積極的な活動により道路環境改善から地域環境がさらに豊かになる取組みを積極的に支援する。

2. 街路樹の管理方針

多摩市の街路樹が植えられている道路について、道路の特性やランク、街路樹の樹種・植栽形式などから、タイプ別に路線の特性や周辺状況に応じた維持管理を図っていく。全対象路線の中でもかつ、主要幹線道路を重点管理路線として位置付け又、重点管理路線以外については、優先順位を付け、通常の樹形管理を行いながら全対象路線の充実化を図っていく。

(1)重点管理路線の選定(位置付け)と全対象路線の管理

- .多摩市では、街路樹維持管理方針に基づき管理について必要な内容を整理した『街路樹実施プラン一覧表』を全対象路線作成し、予防保全型の維持管理を実践するため、過去の管理履歴等から樹木の生育サイクルを把握した合理性のある管理を進めていく。
- .また、維持管理においてより効果を発揮していくため重点管理が必要とされる路線で、かつ各地域および各路線のタイプとして代表的な主要幹線道路を『重点管理路線』として定め、管理モデルとしての管理内容を設定し実施していく。
- .重点管理路線としては、早期に改善が必要とされる路線を優先的に選定し、1路線をモデル路線として支障樹木の間伐(撤去)を行い改善の結果を周辺住民にアピールし、市民理解を求めていく。
- . 重点管理路線は、自然樹形を取り入れる中で支障樹木の間伐や路線によっては、樹種変更や樹木更新も必要とされる路線も含んでいる。
- . 重点管理路線以外は優先順位を付け、通常管理を行いながら全対象路線の充実化を図る。

重点管理の一例『街路樹実施プラン一覧表の説明』

樹種&高さ 自然樹形の種類 建築限界高さ 管理サイクル年数 路線名 通称名 樹形管理方法 建築限界 管理サイクル 樹種樹高 管理記録 No 5-2 幹線 上之根大通り 自然樹形現状維持 4.5 5年 モミシ゛ハ゛フウ

管理情報	凡例	交差点名	間伐本数	改善有無	備考欄	管理記録
低木あり	:常緑樹					
バス路線通り	:落葉樹	計	0			
上之根橋から北豊ヶ丘小入口の		街路灯 No	間伐本数	改善有無	備考欄	管理記録
支差点まで商店	步道幅員 3.5m					
街あり。2年毎の	街路灯					
剪定が良好。	ナトリウム火丁 200W	計	0			
		合計	0			

重点管理路線一覧表

No	路線名	路線タイプ	樹 種	樹 形	間伐必要
1	諏訪の谷通り	地区幹線	トウカエデ	自然樹形	有
2	永山さくら通り	生活道路	サクラ	自然樹形	無
3	乞田川沿いサクラ	生活道路	サクラ	自然樹形	無
4	愛宕南住区	地区幹線	トウカエデ	自然樹形	有
5	愛宕北住区	地区幹線	トチノキ	自然樹形	有
6	上之根大通り	地区幹線	モミジバフウ	自然樹形	有
7	多摩センター駅周辺	生活道路	クスノキ	自然樹形	有
8	メタセコイア通り	住区幹線	メタセコイア	自然樹形	無
9	諏訪尾根通り	生活道路	トウカエデ	樹形管理	有
10	貝取大通り	地区幹線	ハクウンボク	樹形管理	有
11	豊ヶ丘中通り	生活道路	シラカシ	樹形管理	有
12	青木葉通り	地区幹線	トチノキ	樹形管理	有
13	山王下緑地前	地区幹線	スズカケノキ	樹形管理	有
14	永山スズカケ通り	地区幹線	スズカケノキ	樹形管理	有
15	落合ケヤキ通り	生活道路	ケヤキ	樹形管理	有
16	聖蹟Uロード	生活道路	サクラ	樹形管理	無
17	さくら通り	地区幹線	サクラ	樹形管理	無

上記重点路線の選定

- 1. 道路幅員も広く自然樹形に適している路線でかつ、街路樹が市民から親 しまれている路線を選定した。
- 2. 早期改善が必要とされる路線で、モデル路線として地域住民にアピール し市民理解を求めていく方法の戦略として活用していく路線も含め選 定した。
- 3. 改善が必要とされる路線で自然樹形が不向きな路線も選定した。
- (2)管理目標の設定(自然樹形による管理)

『質の高い街路樹の実現』は樹木管理において街路樹として統一美を表現するために、きめの細やかな管理を行う必要がある。路線ごとの道路環境、 道路タイプに応じた管理方針を設定する。

樹形・樹木間隔については、基本方針に示された自然樹形、人工樹形の区分に応じて、現況の樹形が大きく乱れている場合は、樹形を作り直す。(再生)また、樹木間隔が過密な場合は、樹木間隔の適正化についても検討する。

大きさについては、目標とする樹高、枝張り、下枝高を踏まえ空間に余裕がない場合は、縮小と樹木間隔を広げる。空間に余裕がある場合は、拡大、 既に空間に適正な大きさになっている場合は現状維持とする。

路線内には、大きく成長している樹木や、若木が補植されてまだ小さい樹木など大きさがそれぞれ異なっているのが現状である。

そのため従来の路線の街路樹すべてに対し一律の剪定を行うのではなく、目標として定められた樹形の大きさに照らし合わせ、樹木ごとに『拡大』『現状維持』『縮小』『樹形再生』のタイプを設定するポイント管理に導入する。

同一路線内において、個体ごとに剪定の方針を設定する例

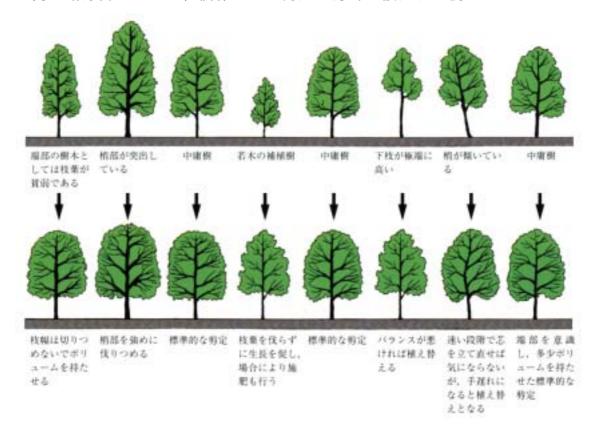
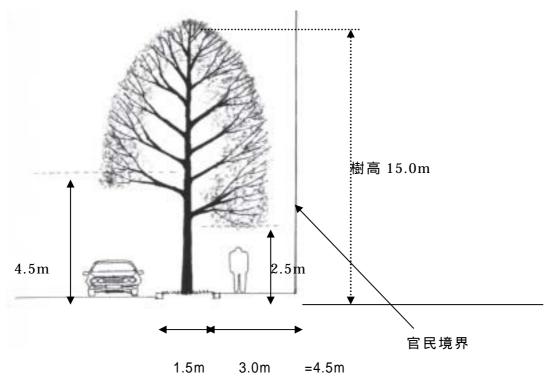


図1建築限界高さと枝葉を伸ばせる理想の空間



第4章 「街路樹よくなるプラン」の具体的実施方針

1.目的

市の街路樹は、植栽当初から30年を経過した樹木が多くなり、年々成長 し大径木化している。

このような街路樹は、沿道環境の緑を豊かにする反面、様々な弊害をもたらしている。害虫の発生、落葉,日照支障、信号機、標識の視認性や街路灯照度の低下のほか、街路樹の根がはみ出したり、歩道に凹凸を生じさせたりするなどの状況が多く見受けられ、防犯の面からも改善が必要となっている。

2.路線の選定

1)道路整備の状況

多摩市は、多摩ニュータウン事業により既存地区を除き歩車道が分離され、「緑とオーブンスペース」を十分に確保するニュータウン計画に整合するようほぼ全路線の街路に開発時期により多様な街路樹が植えられている。

また、特徴として街づくりは戸建分譲の形態ではなく、大街区設計を基本とした集合住宅とする街づくりが行われた。このため歩道に接して団地内緑地や街路沿いに住区面積30%以上の公園が確保されており、「緑とオープンスペース」が活かされた緑の濃い町並みが形成されている。また、ゆとりある歩道幅員の他共同溝路線等の施設整備が整い、街路樹を育てる道路環境が整った状況にある。

2)街路樹に対する市民の声

街路樹に寄せられる意見、要望、苦情は常にあり、木の成長に伴う日照障害、落ち葉、毛虫の発生、樹木剪定など数多くある。また、一方で樹木剪定への反対意見等緑に対する市民の考え方は多様化の方向にある。しかし、近年の全体的な傾向としては明るい歩道空間・見通しの良好な道路や交差点など安全・安心街づくりとして町並みに調和する街路樹のあり方が求められている。

3)実施対象路線

現在、植栽化された街路すべてを調査(45路線)対象とする。

- 3. 改善箇所と実施方法
- 1)改善箇所

必ずしも良好な生育環境ではない道路においても、樹木は早々成長して大 径木化している。大径木化した街路樹は、沿道環境に様々な弊害をもたらし ている。

この原因については以下の事が考えられる。

道路構造が街路樹の成長を考えたものになっていない。

樹種選定が適切でなかった。

当初に予想しなかった大きさになってしまった。

この様に街路樹は成長したが、当初と比べて道路及びその沿道環境のバランスが大きく変化してしまい、不適切な状況が生じている路線を検討する。 街路樹が植栽される道路空間は、道路構造令による建築限界の制限など生き物として植栽が生育するには様々な制約がある為厳しい環境と言える。従って既存樹木を下記の点から検討する。

- ・ 道路交通の安全性に支障を及ぼしていないか?
- ・ 地域・道路構造などその生育空間に適した樹種か?
- ・ 歩道幅員・沿道状況・維持管理条件などに適しているか?
- ・ 緑化の機能や効果に対していたずらに維持管理経費が掛かり過ぎてい ないか?

改善箇所は P35 別表 1 のとおりである。

- 2)実施方法(間伐による樹木撤去・樹木更新・樹種変更) 調査結果に基づき、具体的な次の8つの問題点ごとに実施していく。
 - 1. 交差点支障
 - 2. 街路灯支障
 - 3. 曲線部(カーブ)の見直し改良
 - 4. 樹木が過密な路線
 - 5. 根上り箇所
 - 6. 害虫発生路線
 - 7. 公園・学校・団地及び法面緑地と二重になっている箇所
 - 8. 建物に樹木が接している箇所

3)問題点現状写真と改善例

1.交差点支障(シラカシの下枝が低く見通しが悪い状況)



改善後



1. 交差点支障(シラカシの繁茂により信号機の視認性が悪い状況)



改善後



2. 街路灯支障(街路灯の真下に樹木があり照明効果の低下状況)



改善後



3.曲線部(カーブ)見通しが悪い状況



改善後



4. 樹木が過密で常時暗い状況(主に常緑樹が中心)



改善後



5.根上り(クスノキにより通行に支障がある状況)





6. 生育がよくない樹木(エンジュ)



7. 樹皮が病気になっている樹木(エンジュ)

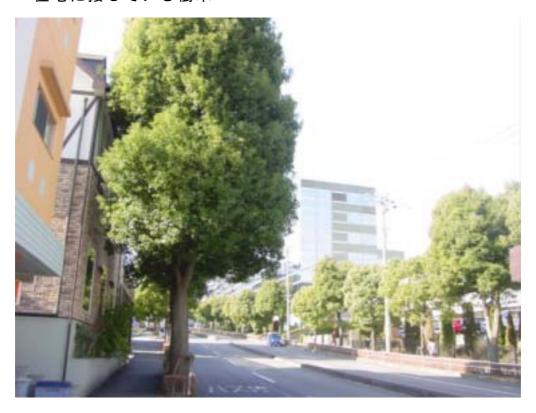


8.生育がよくない樹木(ヤナギ)





9.間伐や樹種変更又は樹木更新の対象となる路線例住宅に接している樹木





10.自然樹形により十分に緑が確保され道路環境が向上している状況 2ブロック 愛宕地区 南住区幹線(トウカエデ)重点路線 No.4





3. 別表 1 改善箇所と実施方法

番	問題点の	内容	対応方法等	路線・箇
号	状況			所数
1	交差点支	交差点前後は落葉樹及び	交差点前後 30 メートル以内は	46 箇所
	障	常緑樹の樹木間隔が過密	樹木(高木・中木)を完全に	
		で路線によっては落葉樹、	撤去し、見通しを確保す	
		常緑樹が混色し、信号機や	3.	
	/+⁻ □⁄2 "LT -	標識の視認性が悪い。	P.36 図 1・図 2 参照	つん四々が白
2	街路灯支 障	│街路灯の真下や街路灯左 │右との樹木間隔が狭く、照	街路灯の真下に樹木があ る場合は撤去を行う。 左右	34 路線
	炉	日この樹木间隔が狭く、照 明効果が低くなっている。	との樹木間隔が狭い場合	
		樹木の位置に問題があり、	は間伐で樹間調整を行う。	
		樹間の調整が必要である。	P.36 図 1・図 2 参照	
3	曲線部(カ	道路曲線部(カーブ)に街路	道路曲線部(カーブ)は樹木	4 箇所
	-ブ)の見	樹が過密に植樹され見通	(高木・中木)を完全に撤去	
	直し改良	しが悪い。	し、見通しを確保する。	
		樹木の位置に問題がある。	P.36 図 1・図 2 参照	
4	樹木が過	過密に植樹されており、樹	間伐で樹間調整を行う。必	18 路線
	密な路線	木間隔が狭く、一年中暗	要に応じて 6~8m 間隔を	
		い。沿道に住宅が接してい	10~12m 程度にする。	
		ると、日照障害や防犯上の		
		│面からも改善が必要。根上 │りも発生しやすい。	P.36 図 1・図 2 参照	
5	根上り	樹木の大径化によって歩	<u>│</u> │路線で舗装打換工事を随	
"	112 11.7	道に凹凸ができ、歩行者が	時行う時に防根シートの設置	
		躓きやすい。	を行う。	
6	害虫	サクラ・モミジバフウの路線で住	随時、該当箇所のみ薬剤散布	
		宅が接している箇所が害	を行う。但し要望があまりに	
		虫の苦情が多い。	│も多い場合は、将来的に地域 │住民(自治会等)と話合い樹種	
			変更も考えなくてはならな	
			61 °	
7	法面緑地	公園・学校・団地及び法面緑	みどりが二重になっている箇	
	等と二重	│地と二重になっている箇所 │は、日照支障の問題が発生す	│所は、街路樹を撤去し、低木 │だけが望ましい。	
	の箇所	る。	たい 2 里 5 0 * 1.8	
8	建物と樹	建物に樹木が接していること	剪定では、2年で元に戻って	
	木が接し	│により、日照支障、落葉、枝 │が建物外壁に接触する等の苦	│しまいその場しのぎで解決策 │にはならない。撤去が必要。	
	ている箇	か建物外壁に接触98等の舌 情が多い。	にゅみりない。	
	所	2 3 3 6		

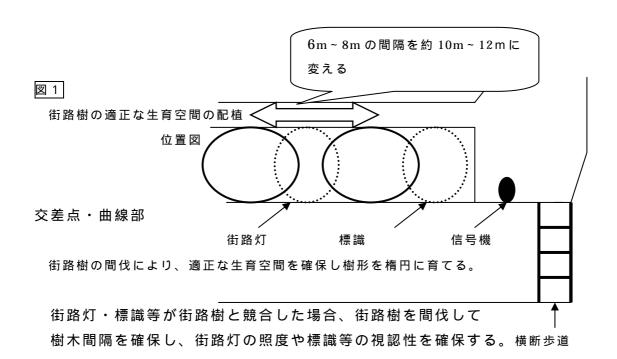
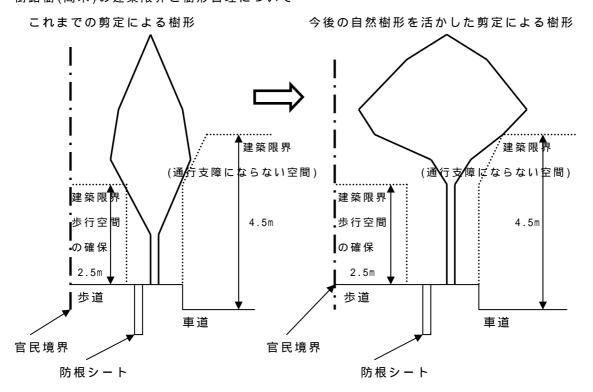




図 2

街路樹(高木)の建築限界と樹形管理について



4.現状本数と今後の間伐本数予測

	街路部 (本)	合計 (本)	
平成 17 年度	10,587	10,587	
平成 18 年度	10,514	10,514	
	(-97)	(-97)	
	10,417	10,417	
平成 19 年度	10,417	10,417	
	(-67)	(-67)	
(予定)	10,350	10,350	
平成 20 年度以降	10,350	10,350	
~ 20%減 5 本に 1	(-2,070)	(-2,070)	
本減	8,280	8,280	
未来予測			

考え方

現在、平均樹木間隔が約 6.0m。これを将来、10~12m間隔にしたい。

樹木間隔を倍にすると3本の内1本を撤去と考えますが、交差点部分は過密になっており、撤去本数も増える。

全体街路部の本数からは、1/3 減で 33%の撤去本数と考えるが、交差点部分を考慮し、5 本の内 1 本撤去と考え、1/5 減で全体の 20%撤去とする。

街路樹削減本数:10,350*0.2=2,070 2,000本

5.間伐スケジュールと今後10年以降の管理費未来予測

(管理費千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間管理	74,000	75,000	75,341	80,000	100,000	100,000
要望等個別管理	16,351	14,188	13,700	14,000	15,000	16,000
間伐事業	6,783	6,783	6,783	7,000	7,000	7,000
合計	97,134	95,971	95,824	101,000	122,000	123,000
樹木本数(本)	97	67	70	70	70	70
年度	H24	H25	H26	H27	H28 ~	
年間管理	104,000	104,000	104,000	104,000	104,000	
要望等個別管理	17,000	18,000	19,000	20,000	20,000	
間伐事業	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
合計	128,000	129,000	130,000	131,000	131,000	
樹木本数(本)	70	70	70	70	70	

街路樹の将来管理費 (年間)131,000(千円)

6.美しい街路樹作りに向けた管理

6-1 実施方法と市民理解

1) 実施方法

実施については、樹木の抜根などにより舗装等への影響が発生する場合は、 工事の時期をとらえて支障樹木の改良(間伐等)を路線毎に行う。尚、路線 については地域毎の状況を分析し、安全安心街づくり・通学路・地域からの 要望等優先順位の高い所から行っていく。

2) 実施効果

実施効果を十分に発揮するため、路線の状況に合った対応が求められる。路線ごとの問題点を十分に分析し、それぞれの対応に伴い効果を得る。例えば間伐(撤去)のみならず、高木軽剪定を併せて行う事で、街路灯の照明効果や交差点の視認性を高めて行く事が出来る。

3) 市民理解

街路樹は地域のシンボリックな面や市民生活に溶け込んでおり、街路樹の改良は十分な市民理解が前提となる。改良の実施にあたっては近隣住民の理解が不可欠であり、当該路線に告知看板等を設置し、広報やホームページ等で PR を図る。又近隣の自治会及び住宅管理組合に通知することで市民理解を十分に得て管理を行う。

6 - 2 美しい街路樹の実現に向けて

1)街路樹の目標像

街路樹は、公園や河川の緑と共に都市の骨格となる緑を構成し人々に「やすらぎ」や「うるおい」「親しみ」などを与えてくれるものとして第一に緑量を確保すること。

第二に美しい街路景観とすること。第三にこれを健全に育て、維持する体制を整える事が重要となる。

2)今後の管理について

美しい街路樹の実現に向けての対応は、以下のとおりである。

歩道幅員にあった樹形管理を確立する。

歩道幅員と街路樹の樹種との関係により、幅員が3.0m以下の狭い歩道は、現況樹木の状況、空間条件、市民要望、管理条件などから管理目標樹形と剪定方針を定める。幅員が3.5m以上の広い歩道については、可能な限り自然樹形仕立てを取り入れる。(P36 図 2 参照)

良質な緑量を確保する

美しい緑と豊な緑を実現することにより市民に「やすらぎ」や「うるおい」、「親しみ」などを与えてくれる。環境と共生する質の高い街路となるよう緑のあり方を「供給量の拡充」から「緑の質」へ転換する必要がある。街路樹の間隔を樹冠を大きく育成していくことが可能な8m~12m間隔とし、生育空間を確保することで自然樹形仕立ての管理により、道路・沿道環境を確保し良好な景観や安らぎの場を提供すると共に、都市のヒートアイランド現象の改善や二酸化炭素を吸収することで地球温暖化対策等の役割が期待できる。(P36 図 1 参照)

場所に合った樹形作り

東西方向の道路植栽は、日照支障が発生しやすい。街路樹を上から見れば円形となっているのが従来の標準形であり、楕円形状の樹形改良により樹木間隔を広げ日照支障と緑量の適正化を図る。また状況に応じて緑量の少ない樹種を混合植栽化する。(P14 イメージ図,P36 図 1 参照)

根上がりの対策

根上がりの対策として、根上がりが発生する樹木については、防根シートの設置を舗装工事に併せ設置する。(P36 図 2 参照)

海成粘土の影響・毛虫等の対応

土質状況により樹木が衰退化し倒木の事故防止、毛虫等が特に発生する樹木(モミジバフウ等)、きのこ・菌の寄生している樹木(エンジュ等)は、 樹種の変更・混合植栽化を図る。

間伐(撤去)や欠損後のケア

間伐や支障撤去、枯死、倒木、事故等で欠損した箇所は、そのままにせず、

低木を補植する。また、場所(街路樹間隔が狭くない場合)によっては、若木の樹木を補植し樹木更新を図っていく。

3)樹齢成長に合わせた管理

街路樹は、道路付属物の中で唯一の生き物として管理を行っているものである。このため樹木の種類、成長度合いに応じた管理・対応を進めなくてはならない。

現在の街路樹は植栽から30年程度の樹木が中心となっており、樹齢50年に向けた管理予測が求められてくる。さらに幹周りが太くなり歩道とのバランスがむずかしくなる路線や、樹齢の短い樹木は更新の時期を迎える。このような状況の機会を捕らえ別表(P44)の樹種による管理方法を基に対応を図っていく。



防根シート設置作業状況

4)今後の剪定について

自然樹形で緑量を確保していくと、樹冠を広げていくことが必要になり、 従来の剪定方法にプラスして高所作業車での作業が必要になる。

資 料 編

1.「多摩市街路樹よくなるプラン策定経過」

平成 17 年 2 月 17 日 「多摩市街路樹みどりの再生計画」(仮称)について課題等の検討開始。 平成 17 年 4 月~18 年 6 路樹路線毎の樹木現況調査(街路灯・標識・交差点支障等の樹木本数) 平成 18 年 12 月 13 日 社)日本造園建設業協会に多摩市の街路樹の現状について相談。 平成 18 年 12 月 20 日 東京都建設局公園緑地部計画課道路緑化計画担当所管へ相談。(再生計画策定に当たっての重要課題等) 平成 19 年 1 月 11 日 社)日本造園建設業協会へ、情報収集・意見交換等助言依頼。 平成 19 年 1 月 23 日 18 年度第 2 回多摩市線の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 3 月 26 日 18 年度第 3 回多摩市線の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 4 月 25 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 4 月 25 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 11 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 20 年 1 月 15 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 3 回目)平成 20 年 2 月 19 日 19 年度第 3 回多摩市線の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 4 回目)平成 20 年 7 月 1 日~平成 20 年 7 月 1 5 日 修正等の検討を行う。 平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日	·	カータ
要成 17 年 4 月 ~ 18 年 街路樹路線毎の樹木現況調査(街路灯・標識・交差点支障等の樹木本数) 平成 18 年 12 月 13 日 大) 日本造園建設業協会に多摩市の街路樹の現状について相談。(再生計画策定に当たっての重要課題等) 平成 19 年 1 月 11 日 大) 日本造園建設業協会へ、「毎年の内容説明を(第1回目) 平成 19 年 1 月 11 日 代額の内容説明。(第1回目) 平成 19 年 1 月 23 日 (19 年 2 回) 多摩市線の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第1回目) 平成 19 年 3 月 26 日 (18 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成 19 年 4 月 25 日 (19 年 2 回) を (第1) の内容説明。(第2回目) 平成 19 年 9 月 20 日 (19 年 2 回) を (第2) の内容説明。(第2回目) 平成 19 年 11 月 20 日 (19 年 2 回) を (第2) の内容説明。(第2回目) 平成 19 年 11 月 20 日 (19 年 2 回) を (第2) の内容説明。(第2回目) 平成 20 年 1 月 15 日 (19 年 2 回) を (第2) の内容説明。(第4回目) 平成 20 年 2 月 19 日 (19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案2) の内容説明。(第4回目) 平成 20 年 2 月 17 日 (19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案2) の内容説明し報告。 平成 20 年 7 月 1 日 (20 年 7 月 1 日 で下のたまでは、「一下のよりには、「一下のよりには、「一下のよりには、「一下のよりには、「一下のよりには、「一下のよりには、「一下のもは、「)」 「「)」 「「)」 「「)」 「「)」 「「)」 「「)」 「「)」	年月日	内容
3月障等の樹木本数)平成 18 年 12 月 13 日社)日本造園建設業協会に多摩市の街路樹の現状について相談。平成 18 年 12 月 20 日東京都建設局公園緑地部計画課道路緑化計画担当所管へ相談。(再生計画策定に当たっての重要課題等)平成 19 年 1 月 11 日社)日本造園建設業協会へ、情報収集・意見交換等助言依頼。平成 19 年 1 月 23 日18 年度第 2 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 3 月 26 日18 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 4 月 25 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 9 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 3 回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 4 回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第 3 回多摩市場路側、(第 4 回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 「小プリックリメントの実施。市民意見 5 件。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 「不成 20 年 7 月 1 日 ~ 「「ア東京」を協議で決定。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 17 年 2 月 17 日	
平成 18 年 12 月 13 日 社)日本造園建設業協会に多摩市の街路樹の現状について相談。 平成 18 年 12 月 20 日 東京都建設局公園緑地部計画課道路緑化計画担当所管へ相談。(再生計画策定に当たっての重要課題等) 平成 19 年 1 月 11 日 社)日本造園建設業協会へ、情報収集・意見交換等助言依頼。 平成 19 年 1 月 23 日 18 年度第 2 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第1回目) 平成 19 年 3 月 26 日 18 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成 19 年 4 月 25 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成 19 年 9 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成 19 年 11 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成 20 年 1 月 15 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成 20 年 2 月 19 日 19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成 20 年 2 月 19 日 市内造園業団体へ内容説明し報告。 平成 20 年 7 月 1 日 不成 20 年 7 月 1 日 不成 20 年 7 月 1 5 日 経営会議で(素案)を協議。 平成 20 年 7 月 1 日 不可成 20 年 7 月 1 5 日 経営会議で決定。 平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定)	平成 17 年 4 月 ~ 18 年	街路樹路線毎の樹木現況調査(街路灯・標識・交差点支
平成 18 年 12 月 20 日 東京都建設局公園緑地部計画課道路緑化計画担当所管へ相談。(再生計画策定に当たっての重要課題等) 平成 19 年 1 月 11 日 社)日本造園建設業協会へ、情報収集・意見交換等助言依頼。 平成 19 年 1 月 23 日 18 年度第 2 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 1 回目) 平成 19 年 3 月 26 日 18 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目) 平成 19 年 4 月 25 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 1 回目) 平成 19 年 9 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目) 平成 19 年 11 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 3 回目) 平成 20 年 1 月 15 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 3 回目) 平成 20 年 2 月 19 日 19 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 3 回目) 平成 20 年 2 月 27 日 市内造園業団体へ内容説明し報告。 平成 20 年 7 月 1 日 「大) 「リックコメントの実施。市民意見 5 件。 平成 20 年 7 月 1 5日 経営会議で(素案)を協議。 平成 20 年 7 月 1 5日 修正等の検討を行う。 平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定)	3 月	障等の樹木本数)
 へ相談。(再生計画策定に当たっての重要課題等) 平成 19 年 1 月 11 日 社)日本造園建設業協会へ、情報収集・意見交換等助言依頼。 平成 19 年 1 月 23 日 18 年度第 2 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 3 月 26 日 18 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 4 月 25 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 9 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 11 月 20 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 3 回目)平成 20 年 1 月 15 日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第 4 回目)平成 20 年 2 月 19 日 日 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明し報告。 平成 20 年 2 月 27 日 にお路樹よくなるブラン(案)」の内容説明し報告。 平成 20 年 7 月 1 日 イン・「リッケコメントの実施。市民意見 5 件。 平成 20 年 7 月 15 日 修正等の検討を行う。 平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定) 	平成 18 年 12 月 13 日	
平成 19 年 1 月 11 日社)日本造園建設業協会へ、情報収集・意見交換等助言依頼。平成 19 年 1 月 23 日18 年度第 2 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 3 月 26 日18 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 4 月 25 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 9 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 3 回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 4 回目)平成 20 年 2 月 19 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 1 5 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 1 5 日修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 18 年 12 月 20 日	
依頼。 依頼。 18年度第2回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第1回目) 平成19年3月26日 18年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成19年4月25日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第1回目) 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成19年11月20日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成20年1月15日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第4回目) 平成20年2月19日 19年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第4回目) 平成20年2月19日 19年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明し報告。 平成20年7月15日 下決済。(意思決定) 平成20年9月9日 市長決済。(意思決定)		
市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第1回目) 平成19年3月26日 18年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成19年4月25日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第1回目) 平成19年9月20日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成19年11月20日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成20年1月15日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第4回目) 平成20年2月19日 19年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成20年2月27日 市内造園業団体へ内容説明し報告。 平成20年7月1日~ 経営会議で(素案)を協議。 平成20年7月15日 経営会議で(素案)を協議。 平成20年7月26日 経営会議で決定。 平成20年9月9日 市長決済。(意思決定)	平成 19 年 1 月 11 日	
平成 19 年 3 月 26 日18 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 4 月 25 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 1 回目)平成 19 年 9 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 2 回目)平成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 3 回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 4 回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明して「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明し報告。平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 15 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 7 8 月修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 19 年 1 月 23 日	_
市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成 19年4月25日 社)日本造園建設業協会へ、、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第1回目) 平成 19年9月20日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目) 平成 19年11月20日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成 20年1月15日 社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第4回目) 平成 20年2月19日 19年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成 20年2月27日 市内造園業団体へ内容説明し報告。 平成 20年7月1日 経営会議で(素案)を協議。 平成 20年7月15日 平成 20年7月15日 修正等の検討を行う。 平成 20年8月26日 経営会議で決定。 平成 20年9月9日 市長決済。(意思決定)	平成 19 年 3 月 26 日	
マ成 19 年 9 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目)平成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第4回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 6 月 24 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 15 日パプリックコメントの実施。市民意見 5 件。平成 20 年 7 月 15 日修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)		市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目)
平成 19 年 9 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第2回目)平成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第4回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるブラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 6 月 24 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 1 日 ~平成 20 年 7 月 15 日平成 20 年 7 月 7 8 月修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 19 年 4 月 25 日	
マ成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン (案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン (案)」の内容説明。(第4回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン (案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 15 日経営会議で (素案)を協議。平成 20 年 7 月 2 日修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)		
平成 19 年 11 月 20 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第4回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 6 月 24 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 1 日 マロス 20 年 7 月 15 日パプブリックコメントの実施。市民意見 5 件。平成 20 年 7 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 19 年 9 月 20 日	
ラン (案)」の内容説明。(第3回目)平成20年1月15日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン (案)」の内容説明。(第4回目)平成20年2月19日19年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成20年2月27日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成20年6月24日経営会議で(素案)を協議。平成20年7月1日~中成20年7月15日パププリックコメントの実施。市民意見5件。平成20年7月26日修正等の検討を行う。平成20年8月26日経営会議で決定。平成20年9月9日市長決済。(意思決定)		
平成 20 年 1 月 15 日社)日本造園建設業協会へ、「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第4回目)平成 20 年 2 月 19 日19 年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 6 月 24 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 15 日パプブリックコメントの実施。市民意見 5 件。平成 20 年 7 月 7 ~ 8 月修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 19 年 11 月 20 日	
フン (案)」の内容説明。(第4回目)平成20年2月19日19年度第3回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)平成20年2月27日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成20年6月24日経営会議で(素案)を協議。平成20年7月1日~ ア成20年7月15日パプリックコメントの実施。市民意見5件。平成20年7月7年8月修正等の検討を行う。平成20年8月26日経営会議で決定。平成20年9月9日市長決済。(意思決定)	— - 1 - 1 - 1	
平成 20 年 2 月 19 日19 年度第 3 回多摩市緑の審議会へ協議案件として「多摩市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第 3 回目)平成 20 年 2 月 27 日市内造園業団体へ内容説明し報告。平成 20 年 6 月 24 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 15 日パ゚プリックコメントの実施。市民意見 5 件。平成 20 年 7 月 7 8 月修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	半成 20 年 1 月 15 日 	
市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目) 平成20年2月27日 市内造園業団体へ内容説明し報告。 平成20年6月24日 経営会議で(素案)を協議。 平成20年7月1日~ パ゚プリックコメントの実施。市民意見5件。 平成20年7月15日 平成20年7月~8月 修正等の検討を行う。 平成20年8月26日 経営会議で決定。 平成20年9月9日 市長決済。(意思決定)	平成 20 年 2 月 19 日	
平成 20 年 6 月 24 日経営会議で(素案)を協議。平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 15 日パ゚プリックコメントの実施。市民意見 5 件。平成 20 年 7 月 15 日修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)		市街路樹よくなるプラン(案)」の内容説明。(第3回目)
平成 20 年 7 月 1 日 ~ パプリックコメントの実施。市民意見 5 件。 平成 20 年 7 月 15 日 ・中成 20 年 7 月 ~ 8 月 修正等の検討を行う。 平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定)	平成 20 年 2 月 27 日	市内造園業団体へ内容説明し報告。
平成 20 年 7 月 15 日 平成 20 年 7 月 ~ 8 月 修正等の検討を行う。 平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定)	平成 20 年 6 月 24 日	経営会議で(素案)を協議。
平成 20 年 7月~8月修正等の検討を行う。平成 20 年 8 月 26 日経営会議で決定。平成 20 年 9 月 9 日市長決済。(意思決定)	平成 20 年 7 月 1 日 ~	パプリックコメントの実施。市民意見5件。
平成 20 年 8 月 26 日 経営会議で決定。 平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定)	平成 20 年 7 月 15 日	
平成 20 年 9 月 9 日 市長決済。(意思決定)	平成 20 年 7 月 ~ 8 月	修正等の検討を行う。
	平成 20 年 8 月 26 日	経営会議で決定。
平成 20 年 9 月 12 日 建設環境常任委員会で報告。	平成 20 年 9 月 9 日	市長決済。(意思決定)
	平成 20 年 9 月 12 日	建設環境常任委員会で報告。

資 料 編

2.用語説明

理続植栽形式 28 メートル (2+8+8+8+2) 総化による効果をより発揮するため、ベルト状の植栽帯内における街路樹の配置位置(モジュール)について 28 メートル (2+8+8+8+8+2)単位の形式として表している。 建築限界 道路構造令において、道路上で車輌や歩道での歩行者の交通の安全を確保する為のある一定の区間をいう。 生育空間 樹木の枝が張り樹形を作る為の必要な空間。 樹形コントロール 剪定等の技術を用いて、枝の伸びる方向を押さえること。 樹木更新 若木に植え替えること。 一度剪定し、樹木を整えること。 生育サイクル 樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。 上育サイクル 樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。 上育サイクル 樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。 上育サイクル 樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。 「皮質定し、樹形を整える。ノーメンテではない。 「皮質定し、樹形を整える。ノーメンテではない。 「水土 樹形 自然樹形で空間に余裕がある場合の樹形。 「現状維持 a 樹形 自然樹形で空間に適正な大きさなっている場合の樹形。 「根状維持 a 樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 「樹形再生 a 樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 「樹形再生 a 樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 「樹形再生 a 樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 「木油 大油		
理無値報 (2+8+8+8+2) (2+8+8+8+2) (2+8+8+8+2) (2+8+8+8+2) 単位の形式として表している。 (2+8+8+8+2)単位の形式として表している。 (2+8+8+8+2)単位の形式として表している。 (2+8+8+8+2)単位の形式として表している。 (2+8+8+8+2)単位の形式として表している。 (2+8+8+8+2)単位の形式として表している。 (4年の安建の安全を確保する為のある一定の区間をいう。 (4年の安全を確保する為のある一定の区間をいう。 (4年の技術を用いて、枝の伸びる方向を押さえること。 (4年の大阪保全を対象を用いて、枝の伸びる方向を押さえること。 (4年の大阪保全を対象を開かる) (4年の李節毎の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節毎の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節毎の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節毎の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節毎の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節毎の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節年の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節年の生長度合いと特徴をいう。 (4年の李節生の大阪保証を表している場合の樹形。 (4年の本の技術を用いて、樹形を作ること。 (4年の本の技術を作ること。 (4年の本の技術を作ること。 (4年の本の技術を作ること。 (4年の本の技術を作るの樹形を作り直す樹形。 (4年の本の大阪大阪保証とよりに選出したものであり、海の大阪・大阪大阪の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	用語	説明
## でおります では、	28 メートル	おける街路樹の配置位置(モジュール)について 28 メートル
対して	建築限界	
樹木更新 若木に植え替えること。 予防保全 樹木に支障が生じる前に、機能・景観を維持すること。 生育サイクル 樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。 自然樹形 一度剪定し、樹形を整えてから自然に身を任せる。数年に一度樹形を整える。ノーメンテではない。	生育空間	樹木の枝が張り樹形を作る為の必要な空間。
おおいます	樹形コントロール	剪定等の技術を用いて、枝の伸びる方向を押さえること。
生育サイケル 樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。 自然樹形 一度剪定し、樹形を整えてから自然に身を任せる。数年に一度樹形を整える。ノーメンテではない。	樹木更新	若木に植え替えること。
全員サイクル 一度剪定し、樹形を整えてから自然に身を任せる。数年に一度樹形を整える。 ノーメンテではない。 対定等の技術を用いて、樹形を作ること。 対域形で空間に余裕がある場合の樹形。 は大』樹形 自然樹形で既に空間に適正な大きさなっている場合の樹形。 は樹形で空間に対して大きくなりすぎている場合の樹形。 は樹形再生』樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 海成粘土は、かつて海だった場所で、高温でなければ溶けなかった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設された管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	予防保全	樹木に支障が生じる前に、機能・景観を維持すること。
世界側形 数年に一度樹形を整える。ノーメンテではない。	生育サイクル	樹木の季節毎の生長度合いと特徴をいう。
『拡大』樹形 自然樹形で空間に余裕がある場合の樹形。 『現状維持』樹形 自然樹形で既に空間に適正な大きさなっている場合の樹形。 『縮小』樹形 自然樹形で空間に対して大きくなりすぎている場合の樹形。 『樹形再生』樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 海成粘土は、かつて海だった場所で、高温でなければ溶けなかった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設された管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	自然樹形	
『現状維持』樹形 自然樹形で既に空間に適正な大きさなっている場合の樹形。 『縮小』樹形 自然樹形で空間に対して大きくなりすぎている場合の樹形。 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 海成粘土は、かつて海だった場所で、高温でなければ溶けなかった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設された管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	人工樹形	剪定等の技術を用いて、樹形を作ること。
『堀水維持』倒形 目然樹形で空間に対して大きくなりすぎている場合の樹形。 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 海成粘土は、かつて海だった場所で、高温でなければ溶けなかった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設された管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	『拡大』樹形	
『樹形再生』樹形 現況の樹形が大きく乱れている場合の樹形を作り直す樹形。 海成粘土は、かつて海だった場所で、高温でなければ溶けなかった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設された管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	『現状維持』樹形	自然樹形で既に空間に適正な大きさなっている場合の樹形。
*・樹形再生』・樹形 海成粘土は、かつて海だった場所で、高温でなければ溶けな かった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶 けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海 成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱 され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設さ れた管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	『縮小』樹形	自然樹形で空間に対して大きくなりすぎている場合の樹形。
かった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設された管などに腐食等の影響を及ぼすと考えられている。	『樹形再生』樹形	
高い木のことをいう。 香木	海成粘土	かった海底の土が、塩分や硫黄などの影響により低温でも溶けやすい状態となり、その後地上に露出したものであり、海成粘土が分布する地域での大規模な造成工事に伴って撹乱され、一度空気に曝されたのち再び盛土された場所に埋設さ
	きょうぼく	高い木のことをいう。

〔参考文献〕

社団法人日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 社団法人日本造園建設業協会監修「街路樹の剪定技術」

資料編

3. 出典・参考資料

項目	本 文 ペ <i>ー</i> ジ	出典参考資料	
1 . 街路樹に関する基本的事項 4) 街路樹の目標像	P15	「街路樹剪定ハンドブック	
剪定方針の設定	資2	「街路樹の剪定技術」	
同一路線内において、個体ごとに剪 定の方針を設定する例	資3	「街路樹の剪定技術」	

おわりに

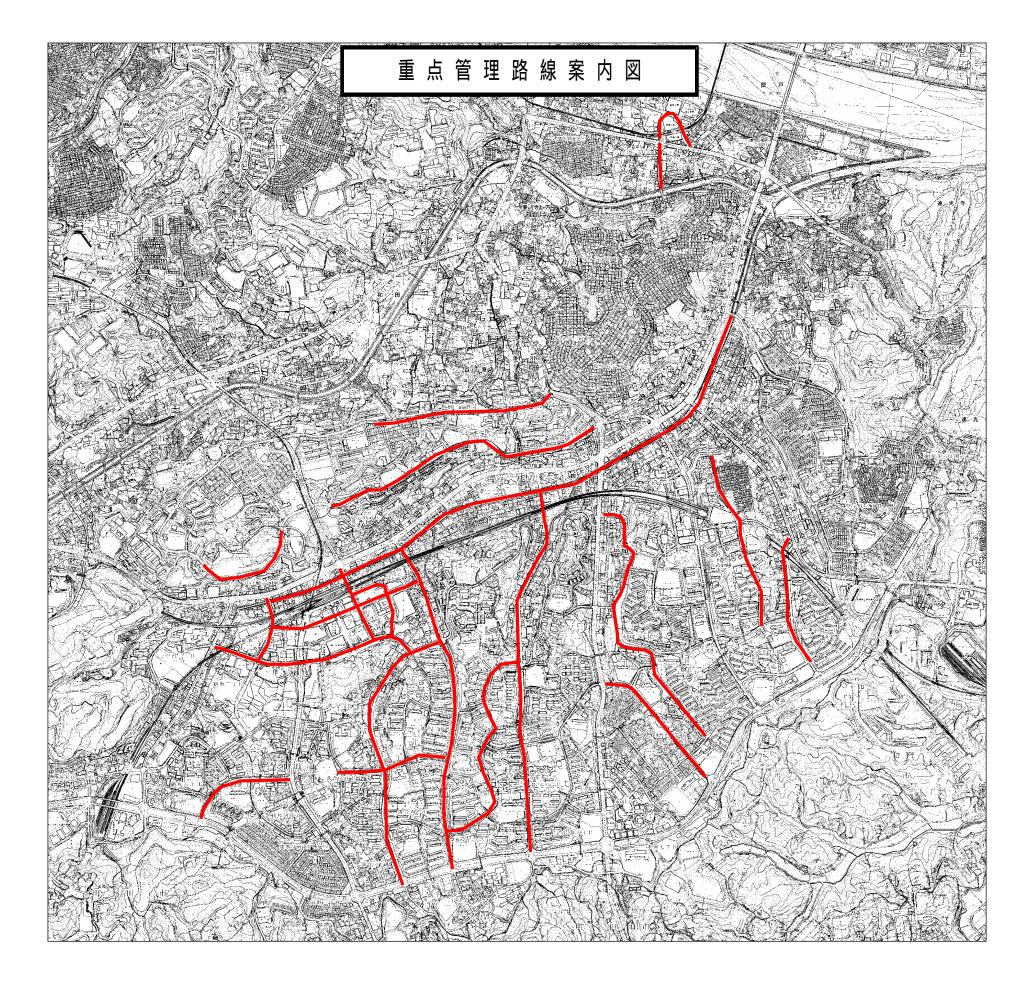
未筆ながら、この度の当プランの作成にあたりまして、**市民の方々**、及び **みどりの審議会**でのご意見ご助成そして、**(社団法人)日本造園建設業協会**の 皆様より、貴重なご助言を賜りましたことに改めて感謝とお礼を申し上げま す。

平成 20 年 9 月

別表 樹種による管理方法

凡例:落葉樹 常緑樹

_	長 樹種による	管理方法	凡例:落葉樹 常緑樹	
No	樹種	状況	対応	生長度と管理要点
1	アオギリ	夏・秋の両方とも落ち葉があり、 葉が大きく滑りやすい等の苦情も ある。今年は害虫が大量発生し た。	沿道に接している住宅や商店街については2年に一度の東定が必要。葉張りが横に広方るので自然樹形に適していたい。	場合、当年枝の伸びは1.5m程度に達する。 「この枝の伸びを極力少なくするためには、残す枝数を増やすことが重
2	イチョウ	紅葉は綺麗だが、落ち葉は腐りにく(滑りやすい等の苦情がある。比較的沿道に住宅が余り接していない。	下枝を上げ、樹高を決めて管理していけば、自然樹形に返している。	
3	エンジュ	エンジュは、元々サビ病に掛かっている木が多く、中から腐って枯れ倒木の危険がある。		が でた枝の伸びは1.0m程度に達する。
4	クスノキ	木が大径化し、枝の越境や下枝が下がってきている箇所が見受けられる。根上りあり。	生育空間の狭い所では、自 樹形に適していない。一度骨 格剪定をしてから、3年毎の 枝上げ軽剪定が理想である	計 胴切りしたものも7~8年でほぼ自然な樹形に回復する。 下 主枝(一番枝)部位による強剪定を行った場合、当年枝の伸びは1.0
5	ケヤキ	枝数が多く、樹形が横に広がって いる為枝の越境や落ち葉・日照 障害の苦情が多い。	押さえ定期的に除伐を繰り返し枝数を減らす。	落とすこととなり、ケヤキ特有の樹形の維持は困難である。
6	コブシ	樹形が小さい木が多く、障害になっている樹木が少ない。	以外と生育速度が遅いので下枝を上げ縮小樹形とする。	
7	サクラ	自然樹形仕立てによる管理を 行っている。	枝の越境や害虫については 随時対応する。	、 ソメイヨシノは樹齢が短く、かつ、生育環境が大きく制約される街路樹は、 50年が一つの目安である。 樹形は傘状に広がり、太枝の切除は切り口の治癒が困難であることか ら、狭幅員道路には適していない。 樹勢が弱り腐朽病の発生が認められた場合は、早めの伐採更新が必要 である。
8	シラカシ	樹形間隔が狭く、過密している。	普通の剪定では2~3年で元の樹形に戻ってしまうので下枝をあげ縮小樹形で対応する。	生長旺盛で萌芽力も強い。、太い枝を途中から切除すると、その切り口
9	シダレヤナギ	永山駅周辺の街路に植樹されている。土壌環境が悪い(海成粘土)ため、毎年台風時には、倒木の危険がある。	対応を図る。将来的には樹利	
10	スズカケノキ (ブラタナス)	成長が早く樹勢が強い。葉が大きく沿道住宅は枝の越境や落ち葉の苦情が多い。 ゲンハイムシが発生しやすい。	な剪定が必要。建築限界の	
11	トウカエデ	紅葉が綺麗である。 成長が穏やかである。	自然樹形に比較的向〈樹木' ある。	で 強剪定に耐え、盆栽としても珍重される。太い枝を切ると、その部分から数多くの小枝がでて樹形を損なうこととなる。一番枝から三番枝までをパランスよくつくり込み、枝抜き剪定と切り返し剪定を行うことで、自然な樹形を維持することができる。
12	トチノキ	成長が早く樹勢が強い。葉が大きく落ち葉の苦情が多い。トチノ キヒメヨコバイが発生しやすい。	自然樹形に向かない。定期的な剪定が必要。建築限界の保は必死条件である。	的 生長は速く、喬木となる。広樹形であり狭幅員道路には不向きである。 確 枝葉が混み合うと太い枝が枯れ、落下する危険性があるので、枝抜きを 行い陽が入り込むようにする。
13	ハナミズキ	花が綺麗で成長が穏やかであ る。	自然樹形に向く樹木である。	生長は遅く、ほとんど剪定の必要はない。樹高が伸びず車道側の建築 限界線までの下枝を切除すると、枝が残らず、緑量を求める街路樹には 適さない。
14	モミジバフウ	紅葉が綺麗であるが、成長が早く、害虫が着き易い。上之根大通りは紅葉の時期は綺麗で市民からの問合せ有り。	幅員が広い路線では、自然	各 生長は速く、萌芽力は旺盛である。樹形は比較的につくりやすく、狭樹樹 形型とすることもできる。一番枝から三番枝のバランスをとることが重要である。
15	メタセコイ ヤ	紅葉が綺麗である。メタセコイヤ 通りは人気が高い。 アサヒタウン ズに取材された。	沿道に建物が接してなく道路 幅員が広い路線では、自然 形に適している。	昼 生長が非常に速く、上に伸びることから数年に一度頭を止め、新たに芯樹立てを行なう必要がある。樹形が乱れる木ではないので、広い道路空間では数年に一度剪定すればよい。狭い道路空間ではイチョウに準じた剪定を行う。
16	ハクウンボク	5月の新緑時期の白い花が綺麗である。この樹木は貝取大通りだけしかな〈、花の満開の時は市民からの問い合わせも多い。	幅員が広い路線では、自然	
ш		<u> </u>	<u> </u>	



重点管理路線

No	路線名
	諏訪の谷通り
	永山さくら通り
	乞田川沿いサクラ
	愛宕南住区
	愛宕北住区
	上之根大通り
	多摩センター駅周辺
	メタセコイア通り
	諏訪尾根通り
	貝取大通り
	豊ヶ丘中通り
	青木葉通り
	山王下緑地
	永山スズカケ通り
	落合ケヤキ通り
	聖蹟Uロード
	さくら通り

多摩市「街路樹よ〈なるプラン」(街路編)

発行年月日 平成20年9月

編集·発行 多摩市都市環境部道路交通課

所在地 〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1

電話番号 042-338-6864(直通)

事務局 道路交通課長